

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則

(昭和49年6月27日総理府令第43号)

最終改正：平成20年11月13日防衛省令第10号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第8条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則を次のように定める。

(第1種区域、第2種区域及び第3種区域の指定に係る算定方法)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条の防衛省令で定める算定方法は、次のとおりとする。

$$dB(A) + 10 \log N - 27$$

2 前項の算定方法において、次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

(1)  $dB(A)$  1日の間の自衛隊等（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する自衛隊等をいう。以下同じ。）の航空機の離陸、着陸等（法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを含む。以下同じ。）の実施により生ずる音響のそれぞれの最大値をパワー平均して得た値

(2)  $N$  1日の間の自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の実施により生ずる音響のうち、午前零時直後から午前7時までの間に発生するものの回数を $N_1$ 、午前7時直後から午後7時までの間に発生するものの回数を $N_2$ 、午後7時直後から午後10時までの間に発生するものの回数を $N_3$ 及び午後10時直後から午後12時までの間に発生するものの回数を $N_4$ として、次に掲げる式によつて算出して得た値

$$N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

3 防衛大臣は、前項各号の値の算定に当たっては、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等がひん繁に実施されている法第2条第2項に規定する防衛施設ごとに、当該防衛施設を使用する自衛隊等の航空機の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。

(第1種区域、第2種区域及び第3種区域の指定に係る値)

第2条 令第8条の防衛省令で定める値は、法第4条に規定する第1種区域にあつては75、法第5条第1項に規定する第2種区域にあつては90、法第6条第1項に規定する第3種区域にあつては95とする。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定)

第3条 法第9条第2項の規定により各特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、令第15条第6号に掲げる運用の態様の変更を基礎として交付すべき交付金の額を除き、次に掲げる式によつて算定するものとする。

普通交付額×{1÷4×(当該関連市町村の面積点数÷関連市町村の面積点数を合算した点数+当該関連市町村の人口点数÷関連市町村の人口点数を合算した点数)+1÷2×当該関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数÷関連市町村に係る特定防衛施設の運用点数を合算した点数}

2 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通交付額 交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）に交付すべき交付金の予算額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 面積点数 第1表の上欄に掲げる関連市町村の区域内に所在する特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第2表の上欄に掲げる令第15条第2号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値（砲撃が実施される演習場に係る関連市町村で同条第4号の割合が1平方キロメートル当たり50人未満のものにあつては、当該数値に0.5を乗じて得た数値）

第1表

百万平方メートル未満	1
百万平方メートル以上5百万平方メートル未満	2
5百万平方メートル以上1千万平方メートル未満	3
1千万平方メートル以上2千万平方メートル未満	4
2千万平方メートル以上3千万平方メートル未満	5
3千万平方メートル以上5千万平方メートル未満	6
5千万平方メートル以上	7

第2表

1パーセント未満	1.0
1パーセント以上5パーセント未満	1.2
5パーセント以上10パーセント未満	1.4
10パーセント以上20パーセント未満	1.8
20パーセント以上30パーセント未満	2.2
30パーセント以上40パーセント未満	2.6
40パーセント以上50パーセント未満	3.0
50パーセント以上	3.4

- (3) 人口点数 第1表の上欄に掲げる関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口（1の特定防衛施設に係る関連市町村が2以上ある場合にあつては、当該人口を当該特定防衛施設に係る関連市町村の数で除して得た人口とし、関連市町村に係る特定防衛施設が2以上あり、かつ、当該特定防衛施設に係る関連市町村が2以上ある場合

にあつては、それぞれの特定防衛施設ごとに、関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口を当該関連市町村の数で除して得た人口を、当該関連市町村の人口を超えない範囲内で合算した人口とする。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第2表の上欄に掲げる令第15条第3号の比率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じ、更に、第3表の上欄に掲げる同条第4号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値

第1表

5千人未満	7
5千人以上1万人未満	8
1万人以上2万人未満	9
2万人以上3万人未満	10
3万人以上4万人未満	11
4万人以上5万人未満	12
5万人以上	13

第2表

0.9未満	0.8
0.9以上1.0未満	0.9
1.0	1.0
1.0を超え1.1未満	1.1
1.1以上	1.2

第3表

1平方キロメートル当たり750人未満(町村にあつては、100人未満)	1.0
1平方キロメートル当たり750人以上1,500人未満(町村にあつては、100人以上200人未満)	1.1
1平方キロメートル当たり1,500人以上2,250人未満(町村にあつては、200人以上300人未満)	1.2
1平方キロメートル当たり2,250人以上3,000人未満(町村にあつては、300人以上400人未満)	1.3
1平方キロメートル当たり3,000人以上(町村にあつては、400人以上)	1.4

- (4) 特定防衛施設の運用点数 次に掲げる特定防衛施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値(特定防衛施設が2以上の区分に該当するとき、又は当該関連市町村に係る次の区分に該当する特定防衛施設が2以上あるときは、当該数値を合算した数値)

ア 飛行場 次に掲げる式により算定して得た数値

航空機の種類別点数×航空機の飛行回数別点数×{1+1÷2(当該飛行場に係

る関連市町村の数－1) } ×当該関連市町村の配分点数÷当該飛行場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- ① 航空機の種類別点数 第1表の上欄に掲げる航空機の種類（交付年度において当該飛行場において離陸又は着陸を実施する主たる航空機の種類をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- ② 航空機の飛行回数別点数 第2表の上欄に掲げる令第15条第5号アの回数及び同表の中欄に掲げる当該飛行場に係る関連市町村の障害人口（法第4条に規定する第1種区域内に居住する者又はこれに準ずる者の交付年度の4月1日現在における人口（法第5条第1項に規定する第2種区域内に居住する者の人口にあつては、当該人口に2を乗じて得た人口）をいう。以下同じ。）を合算した人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- ③ 配分点数 第3表の上欄に掲げる関連市町村ごとの障害人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値（令第15条第2号の割合が1パーセント未満の関連市町村にあつては、当該数値に0.5を乗じて得た数値）

第1表

ターボジェット発動機を補助動力とする航空機	1.0
ターボジェット発動機を主たる動力とする亜音速の航空機のうち戦闘機及び大型の輸送機以外の航空機	1.5
ターボジェット発動機を主たる動力とする亜音速の航空機のうち戦闘機又は大型の輸送機	3.0
ターボジェット発動機を主たる動力とする超音速の航空機	4.0

第2表

6千5百回未満	5千人未満	0.6
	5千人以上1万人未満	0.8
	1万人以上2万人未満	1.0
	2万人以上4万人未満	1.2
	4万人以上	1.4
6千5百回以上1万3千回未満	5千人未満	1.2
	5千人以上1万人未満	1.6
	1万人以上2万人未満	2.0
	2万人以上4万人未満	2.4
	4万人以上	2.8
1万3千回以上2万6千回未満	5千人未満	2.4
	5千人以上1万人未満	3.2

	1万人以上2万人未満	4.0
	2万人以上4万人未満	4.8
	4万人以上	5.6
2万6千回以上3万9千回未満	5千人未満	3.6
	5千人以上1万人未満	4.8
	1万人以上2万人未満	6.0
	2万人以上4万人未満	7.2
	4万人以上	8.4
3万9千回以上5万2千回未満	5千人未満	4.8
	5千人以上1万人未満	6.4
	1万人以上2万人未満	8.0
	2万人以上4万人未満	9.6
	4万人以上	11.2
5万2千回以上6万5千回未満	5千人未満	6.0
	5千人以上1万人未満	8.0
	1万人以上2万人未満	10.0
	2万人以上4万人未満	12.0
	4万人以上	14.0
6万5千回以上	5千人未満	7.2
	5千人以上1万人未満	9.6
	1万人以上2万人未満	12.0
	2万人以上4万人未満	14.4
	4万人以上	16.8

第3表

千5百人未満	1.0
千5百人以上3千人未満	1.7
3千人以上6千人未満	2.3
6千人以上1万2千人未満	3.0
1万2千人以上2万4千人未満	3.7
2万4千人以上4万8千人未満	4.3
4万8千人以上	5.0

イ 航空機による射撃又は爆撃が実施される演習場 次に掲げる式により算定して得た数値

航空機の飛行回数別点数×{1+(1/2)}(当該演習場に係る関連市町村の数-1)}×(当該関連市町村の配分点数/当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数)

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 航空機の飛行回数別点数 第1表の上欄に掲げる令第15条第5号アの回数及び同表の中欄に掲げる当該演習場に係る関連市町村の障害人口を合算した人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (2) 配分点数 第2表の上欄に掲げる関連市町村の障害人口の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値(令第15条第2号の割合が1パーセント未満の関連市町村にあつては、当該数値に0.5を乗じて得た数値)

第1表

6千5百回未満	5千人未満	7.2
	5千人以上1万人未満	9.6
	1万人以上2万人未満	12.0
	2万人以上4万人未満	12.0
	4万人以上	14.4
6千5百以上 9千7百50回未満	5千人未満	10.8
	5千人以上1万人未満	14.4
	1万人以上2万人未満	18.0
	2万人以上4万人未満	21.6
	4万人以上	25.2
9千7百50回以上 1万3千回未満	5千人未満	14.4
	5千人以上1万人未満	19.2
	1万人以上2万人未満	24.0
	2万人以上4万人未満	28.8
	4万人以上	33.6
1万3千回以上1万 9千5百回未満	5千人未満	21.6
	5千人以上1万人未満	28.8
	1万人以上2万人未満	36.0
	2万人以上4万人未満	43.2
	4万人以上	50.4
1万9千回以上2 万6千回未満	5千人未満	28.8
	5千人以上1万人未満	38.4
	1万人以上2万人未満	48.0
	2万人以上4万人未満	57.6

	4万人以上	67.2
2万6千回以上	5千人未満	36.0
	5千人以上1万人未満	48.0
	1万人以上2万人未満	60.0
	2万人以上4万人未満	72.0
	4万人以上	84.0

第2表

千5百人未満	1.0
千5百人以上3千人未満	1.7
3千人以上6千人未満	2.3
6千人以上1万2千人未満	3.0
1万2千人以上3万4千人未満	3.7
3万4千人以上4万8千人未満	4.3
4万8千人以上	5.0

ウ 砲撃が実施される演習場 次に掲げる式により算定して得た数値

砲撃日数別点数×演習人員別点数×{1+(1/2)}(当該演習場に係る関連市町村の数-1)×(当該関連市町村の配分点数/当該演習場に係る関連市町村の配分点数を合算した点数)

この式において、次に掲げる用語については、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 砲撃日数別点数 第1表の上欄に掲げる演習場及び同表の中欄に掲げる令第15条第5号イの日数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (2) 演習人員別点数 第2表の上欄に掲げる令第15条第5号イの人数及び同表の中欄に掲げる令第15条第1号の面積が当該演習場に係る関連市町村の交付年度の4月1日現在における面積を合算した面積に占める割合(第2表において「演習場面積割合」という。)又は当該演習場に係る関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口を合算した人口(第2表において「合算人口」という。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- (3) 配分点数 第3表の上欄に掲げる当該関連市町村の区域内にある演習場の土地の交付年度の4月1日現在における面積が当該演習場の同日現在における土地の面積に占める割合(第3表において「関連市町村面積割合」という。)又は関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口(第3表において「関連市町村ごとの人口」という。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

第1表

交付年度において大型の火器(口径155ミリメートルの加農砲、口径202ミリメートルの榴弾砲)	50日未満	0.6
	50日以上100日未満	1.2
	100日以上150日未満	1.8

及び直径300ミリメートルのロケット砲をいう。以下同じ。)を使用して演習を行う演習場	150日以上200日未満	2.4
	200日以上250日未満	3.0
	250日以上	3.6
交付年度において中型の火器(口径155ミリメートルの榴弾砲をいう。以下同じ。)を使用して演習を行う演習場	50日未満	0.3
	50日以上100日未満	0.6
	100日以上150日未満	0.9
	150日以上200日未満	1.2
	200日以上250日未満	1.5
	250日以上	1.8
交付年度において大型の火器及び中型の火器以外の火器を使用して演習を行う演習場	50日未満	0.2
	50日以上100日未満	0.4
	100日以上150日未満	0.6
	150日以上200日未満	0.8
	200日以上250日未満	1.0
	250日以上	1.2

第2表

5万人未満	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	0.7
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	1.0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	1.3
5万人以上10万人未満	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	1.4
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	2.0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	2.6

10万人以上15万人未満	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	2. 1
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	3. 0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	3. 9
15万人以上20万人未満	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	2. 8
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	4. 0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	5. 2
20万人以上25万人未満	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	3. 5
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	5. 0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	6. 5
25万人以上30万人未満	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	4. 2
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	6. 0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	7. 8
30万人以上	1 演習場面積割合5パーセント未満 2 演習場面積割合5パーセント以上、合算人口2万人未満	4. 9
	1 演習場面積割合5パーセント以上10パーセント未満、合算人口2万人以上 2 演習場面積割合10パーセント以上、合算人口2万人以上4万人未満	7. 0
	演習場面積割合10パーセント以上、合算人口4万人以上	9. 1

第3三表

1 関連市町村面積割合10パーセント未満 2 関連市町村面積割合10パーセント以上、関連市町村ごとの人口5千人未満	1. 0
1 関連市町村面積割合10パーセント以上、関連市町村ごとの人口5千人以上1万5千人未満 2 関連市町村面積割合10パーセント以上30パーセント未満、関連市町村ごとの人口1万5千人以上	1. 7
1 関連市町村面積割合30パーセント以上、関連市町村ごとの人口1万5千人以上2万5千人未満 2 関連市町村面積割合30パーセント以上50パーセント未満、関連市町村ごとの人口2万5千人以上	2. 3
関連市町村面積割合50パーセント以上、関連市町村ごとの人口2万5千人以上	3. 0

エ 港湾 第1表の上欄に掲げる交付年度の4月1日現在における令第15条第5号ウの割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる点数に、第2表の上欄に掲げる同号ウの数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値(総トン数1万トン以上の艦船が使用する港湾にあつては、当該数値に五を乗じて得た数値)を乗じて得た数値

第1表

20パーセント	1
20パーセント以上40パーセント未満	2
40パーセント以上60パーセント未満	3
60パーセント以上	4

第二表

千5百未満	0. 9
千5百以上2千未満	1. 0
2千以上2千5百未満	1. 1
2千5百以上	1. 2

3 令第15条第5号アの種類若しくは回数、同号イの日数若しくは人数又は同号ウの割合若しくは数の変更の結果、交付年度における交付金算定の基礎となつた前項第4号の特定防衛施設の運用点数(以下「当該年度運用点数」という。)が、前年度における交付金算定の基礎となつた前項第4号の特定防衛施設の運用点数(以下「前年度運用点数」という。)の90パーセント以下に低減することとなる関連市町村がある場合には、当該関連市町村については、前年度運用点数に次に掲げる式により算定した数値を乗じて得た数値を当該年度運用点数とみなすものとする。

$$0.9 - 1 \div 2 \times \{ (\text{前年度運用点数} - \text{当該年度運用点数}) \div \text{前年度運用点数} - 0.1 \}$$

4 第1項の式により交付金を算定する場合において、第2項第2号の面積点数を基礎として算定した額、同項第3号の人口点数を基礎として算定した額及び同項第4号の特定

防衛施設の運用点数を基礎として算定した額のそれぞれに500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1000円未満の端数があるときはその金額を1000円として計算するものとする。

- 5 令第15条第6号に掲げる運用の態様の変更を基礎として交付すべき交付金の額は、交付年度に交付すべき交付金の予算額から普通交付額を控除した額を、同号の運用の態様の変更を考慮して特に必要があると認める関連市町村に対し防衛大臣が配分した額とする。

(関連市町村の合併があつた場合の特例)

第4条 前条(第5項を除く。以下同じ。)の規定により、関連市町村の合併(関連市町村の区域の全部に係る市町村の合併(2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。)をいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した関連市町村(以下「合併後関連市町村」という。)に対し交付すべき交付金の額として算定した額が、合併前関連市町村(関連市町村の合併によりその区域の全部が合併後関連市町村の区域の一部となつた関連市町村をいう。以下同じ。)が交付年度の4月1日においてなお当該関連市町村の合併前の区域をもつて存続した場合に算定される額(当該合併前関連市町村が2以上ある場合には、当該2以上の合併前関連市町村につきそれぞれ算定される額の合算額)より少ないときは、同条の規定にかかわらず、当該関連市町村の合併が行われた日の属する年度の翌年度(当該日が4月1日である場合には、当該日の属する年度)以降10年度の各年度においては、当該算定される額を当該合併後関連市町村に対し交付すべき交付金の額とする。

(損失補償の申請)

第5条 法第14条第1項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書正副各1通を提出しなければならない。

- 2 前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(異議の申出)

第6条 法第15条第1項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の異議申出書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

#### 附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律施行規則(昭和41年総理府令第38号)は、廃止する。
- 3 第3条第2項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「交付すべき交付金の予算額」とあるのは、「交付すべき交付金の予算額(日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に関連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、同協議委員会において承認され

た沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の運用の方法の調整方策に係る計画及び措置を実施するためのものを除く。）」とする。

附 則 （昭和50年3月10日総理府令第9号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和50年11月28日総理府令第73号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和51年12月17日総理府令第59号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の規定は、昭和51年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

附 則 （昭和54年9月14日総理府令第41号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年9月19日総理府令第44号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の規定は、昭和56年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

附 則 （昭和56年12月21日総理府令第49号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和59年2月27日総理府令第1号）

この府令は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）第1条及び第2条の規定の施行の日（昭和59年4月1日）から施行する。

附 則 （昭和60年10月19日総理府令第39号） 抄

（施行期日）

第1条 この府令は、昭和60年11月1日から施行する。

（指揮監督等に関する経過措置）

第2条 金沢防衛施設事務所長は、第44条第2項の規定にかかわらず、当分の間、防衛施設庁長官の指定する事務については、名古屋防衛施設支局長の指揮監督を受けるものとする。この場合において、この府令による改正後の第37条の規定にかかわらず、当該事務以外の事務に係る名古屋防衛施設支局の管轄区域は、金沢防衛施設事務所の管轄区域以外の管轄区域とする。

（処分等に関する経過措置）

第11条 この府令の施行前に名古屋防衛施設局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、名古屋防衛施設支局長がした処分等とみなし、この府令の施行前に名古屋防衛施設局長に対してした申請、報告その他の行為（以下「申請等」という。）は、名古屋防衛施設支局長に対してした申請等とみなす。

附 則 （平成元年7月27日総理府令第46号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成9年4月1日総理府令第23号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年4月9日総理府令第22号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年8月14日総理府令第92号） 抄  
（施行期日）

第1条 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則 （平成15年5月23日内閣府令第58号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行規則の規定は、平成15年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

附 則 （平成15年6月27日内閣府令第70号）

この府令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 （平成19年1月4日内閣府令第2号）

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行の日（平成19年1月9日）から施行する。

附 則 （平成19年8月20日防衛省令第9号）

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成19年法律第80号）の施行の日（平成19年9月1日）から施行する。

附 則 （平成20年11月13日防衛省令第10号）

この省令は、公布の日から施行し、平成20年度分の特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用する。

## 豆知識

### 【米軍の単位「師団」「旅団」とは？】

軍隊の部隊単位は、国や時期、保有装備によって人数などに違いがあります。

日本の自衛隊の場合、師団とは、陸上自衛隊の基本的な作戦部隊であり、普通科、特科、機甲科などの戦闘部隊や後方支援部隊からなる諸職種が連合した部隊で、地域や期間的に独立して、一正面の作戦を遂行する能力を保有します。定員は、約6,000名から9,000名となっています。

旅団は、基本的には師団の規模を縮小したもので、定員は約3,000名から4,000名となっています。